

京都市指定給水装置工事事業者リスト（上京区）

※リストの下に記載の注意点をご覧ください。

令和5年12月28日現在

指定番号	指定工事事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	営業日（上段） 営業時間（下段）	休業日	業務内容									A ※1	B ※2
							新設・改造工事		修繕								
							配水管・水道メーター	水道メーター・管内給水装置	栓口（埋込水栓等）	トイレ	屋内配管	給水管（埋設部）	受水槽	ポンプ			
910	アーネストワークス株式会社	上京区下長者町通六軒町西入利生町288-1	075-468-3889	075-468-3258	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	○			
197	株式会社えびす建設	上京区室町通武者小路下る福長町520	075-451-3986	075-431-3660	月～土 午前9時～午後5時	日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	×	×	○		
22	大西工業株式会社	上京区中長者町通新町西入仲之町284-1	075-451-3123	075-432-2874	月～土 午前8時～午後5時	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
222	岡本設備	上京区仁和寺街道御前通西入下横町202-19	075-461-6564	075-461-6561	月～土 午前8時～午後6時	日、年末年始（12月29日～1月3日）	×	○	○	○	○	○	×	×			
272	株式会社かつらぎ	上京区下立売通千本東入田中町468															
758	カワサキ浴槽	上京区下立売通日暮東入浮田町601	075-821-1441	075-841-1747	月～土 午前8時30分～午後8時	日、祝日、年末年始（12月30日～1月6日）、 盆休（8月12日～16日）	×	○	○	○	○	○	×	○	○		
938	株式会社玄塚田中設備	上京区黒門通中立売下る榎町392-5															
78	株式会社鈴木工業所	上京区小川通一条上る革堂町586	075-432-0166	075-432-0169	月～土 午前8時～午後5時	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
508	株式会社セラ中央	上京区猪熊通丸太町上る木屋之町493-3	075-801-4141	075-821-4107	月～土 午前8時30分～午後5時30分	第3土、日、祝日、年末年始、盆休	×	○	○	○	○	○	○	○			
1075	株式会社東海工業所	上京区烏丸通鞍馬口下る東入上御霊中町452番地3	075-441-1458	075-415-1213	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始											
258	有限会社トラスト	上京区西河院通丸太町上る夷川町384-2	075-256-8655	075-256-8656	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	○			
113	株式会社中川工業所	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町121-3	075-461-2305	075-464-1305	月～土 月～金：午前8時30分～午後5時、 土：午前8時30分～午後2時30分	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
636	ほくさん京都サービスセンター	上京区今出川通寺町西入大原口町209-1	075-231-8653	075-231-8657	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始、盆休み	×	○	○	○	○	○	×	×			
187	株式会社ミヤコ設備	上京区出町樹形上る相生町95	075-211-2956	075-256-1095	月～金 午前8時30分～午後5時30分	土日、祝日	×	○	○	○	○	○	○	○			
1103	雅設備	上京区大宮通寺之内1丁下る西入伊佐町192番地5	075-441-0631	075-441-0631	月～土 午前9時～午後5時	日祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	×	×			
982	室田設備	上京区下立売通御前通西入突抜町430-22	090-4283-6610	075-468-4177	月～金 午前9時～午後5時	土日、祝日、年末年始											

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

○「京都市指定給水装置工事事業者」とは、京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者です。

リストの営業日等や業務内容は最新の情報ではない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。※電話番号・FAX番号・営業日等・業務内容について、掲載を希望しない事業者及び情報提供のない事業者については空欄としています。

○工事を依頼する場合は、**お客さまと指定工事業者との契約になります**。トラブルを防ぐため、次のことに十分ご留意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる業者であることを確認してください。
- 上水と下水では指定制度が異なり、京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りません。水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。※ **見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。**

※1 A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄に○印のある業者は、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者です。この業者との契約についても、お客さまと業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

※2 B：漏水修繕事業者について

B欄に○印のある業者は、「漏水修繕事業者」として登録している事業者です。局が水道メーター下流側の**緊急の漏水修繕**に関して問い合わせを受けた際に、紹介を希望する指定工事業者です。この業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。また、表の右端のB欄に○印が無い業者でも、業務内容の箇所○印がある項目については、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。この業者との契約についても、お客さまと業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次のことに十分ご留意ください。
・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。

- 工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- 追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- 請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。